精華町農業資材価格高騰対策助成金申請前チェックシート

申請日時点で、次の①～④全ての要件を満たしますか？①精華町に住所または事業所がある。②精華町の農地台帳において農地の耕作権を有する者（同一世帯の者）である。③令和8年1月以降に農産物の販売実績がある。④今後も継続して農業に従事する意志がある。

- いいえ → **申請できません。**
- はい → 精華町の農地台帳において自己または同一世帯の者が耕作権を有する農地が30a以上ありますか？
  - いいえ → 令和7年確定申告において農業収入に係る販売金額が50万円以上ですか？
    - はい → 令和7年確定申告において農業収入に係る販売金額が100万円以上ですか？
      - はい → **申請できます。上限額は50,000円で、必要書類はBです。**
      - いいえ → 申請日時点で令和8年農業収入に係る販売金額が100万円以上で、客観的※に証明できますか？
        - はい → **申請できます。上限額は50,000円で、必要書類はCです。**
        - いいえ → **申請できます。上限額は30,000円で、必要書類はDです。**
    - いいえ → 申請日時点で令和8年農業収入に係る販売金額が50万円以上で、客観的※に証明できますか？
      - はい → 申請日時点で令和8年農業収入に係る販売金額が100万円以上で、客観的※に証明できますか？
        - はい → **申請できます。上限額は50,000円で、必要書類はCです。**
        - いいえ → **申請できます。上限額は30,000円で、必要書類はDです。**
      - いいえ → **申請できません。**
  - はい → 精華町の農地台帳において自己または同一世帯の者が耕作権を有する農地が50a以上ありますか？
    - はい → **申請できます。上限額は50,000円で、必要書類はAです。**
    - いいえ → 令和7年確定申告において農業収入に係る販売金額が100万円以上ですか？
      - はい → **申請できます。上限額は50,000円で、必要書類はBです。**
      - いいえ → 申請日時点で令和8年農業収入に係る販売金額が100万円以上で、客観的※に証明できますか？
        - はい → **申請できます。上限額は50,000円で、必要書類はCです。**
        - いいえ → **申請できます。上限額は30,000円で、必要書類はDです。**

A～D全てに共通して必要な書類	①精華町農業資材価格高騰対策助成金支給申請書兼請求書 ②誓約及び同意書 ③経費内訳書 ④精華町内に住所又は所在地を有することがわかる書類 ⑤令和8年1月以降に購入した農業資材の名称、購入日及び支払済であることが確認できる書類（領収書の写し等） ⑥令和8年1月以降の出荷販売実績が確認できるもの（販売先が作成した取引日、農作物及び金額の記載がある書類） ⑦口座情報（口座番号、名義人等）が確認できる通帳等の写し

Aのみ追加で必要な書類	無し
Bのみ追加で必要な書類	⑧令和7年確定申告書（控） ⑨令和7年分収支内訳書（控）
Cのみ追加で必要な書類	⑧令和8年1月以降の出荷販売実績（100万円以上）が確認できるもの（販売先、取引日、農作物及び金額の記載がある書類。自家販売実績報告書を除く。）
Dのみ追加で必要な書類	精華町の農地台帳において自己または同一世帯の者が耕作権を有する農地が30a未満の方は、⑧令和7年確定申告書（控）⑨令和7年分収支内訳書（控）又は⑧令和8年1月以降の出荷販売実績（50万円以上）が確認できるもの（販売先、取引日、農作物及び金額の記載がある書類。自家販売実績報告書を除く。）

※客観的に証明・・・・・販売先が作成したもの、販売先に渡した領収書（控）など。（自家販売報告書などの販売先とのやり取りを伴わないものを除く。）